

# 令和6年度変更のあった 指針等について

# 指針の整備について

## ●令和6年度介護報酬改定後の指針一覧

指針の整備	サービス種別
①虐待の防止のための指針	全サービス義務付け有
②感染症の予防及びまん延の防止のための指針	全サービス義務付け有

# ①虐待の防止のための指針①

---

以下のような内容を盛り込むこと。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

# ①虐待の防止のための指針内の虐待防止検討委員会について

---

□ 虐待防止検討委員会について  
定期的に開催が必要。

以下の内容を検討

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。

# ①虐待の防止のための指針内の 虐待防止検討委員会について

---

- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ ⑦の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

# ①虐待の防止のための指針②

---

以下のような内容を盛り込むこと。

八 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

→ 定期的な研修（年1回）

新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施。

研修記録が必要。

二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

へ 成年後見制度の利用支援に関する事項

# ①虐待の防止のための指針③

---

- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

# ①虐待の防止のための指針Q&A

---

介護報酬改定に関するQ&A

○虐待防止委員会及び研修について

居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

回答

(答)・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

# ①虐待の防止のための指針Q&A

---

(答続き)

- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

# ①虐待の防止のための指針Q&A

---

(答続き)

- ・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※)社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

## ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針①

---

平常時の対策及び発生時の対応を規定する

### ①平常時の対策

事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

## ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針②

---

### ②発生時の対応

発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。

※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。

## ②感染症の予防及びまん延の 防止のための指針③

---

記載内容の例については以下を参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

介護事業所等向けの新型コロナウイルス  
感染症対策等まとめページ内、  
「介護現場における感染対策の手引き」

# 介護保険最新情報1345 (R7.1.20)

---

「高齢者虐待防止措置未実施減算や身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&Aの周知について」が発出されておりますので、御確認ください。